

第 1 回山陽小野田市下水道事業検討委員会議事録

開催日時	令和 3 年 3 月 11 日（木）13 時 55 分から 15 時 20 分
開催場所	不二輸送機ホール（山陽小野田市文化会館）
出席者	下水道事業検討委員会委員 9 名 北條信委員、小林剛士委員、堀川順生委員、長田毅彦委員、岡本志俊委員、内藤美恵子委員、大谷春樹委員、飛渡一敏委員、中尾香月委員） 事務局 6 名 森弘健二（建設部長）、井上岳宏（建設部次長）、西崎大（課長補佐） 熊川整（主査）、河内和雅（計画係）、鶴岡徹也（計画係）
欠席者	中川正治委員
会議次第	1 開会 2 部長あいさつ 3 委嘱状交付 4 自己紹介 5 委員長の選任 議事 （1） 下水道事業検討委員会について （2） 山陽小野田市下水道事業の現状と課題について （3） 住民意向調査方法について 6 その他 7 閉会

1 開会

2 部長あいさつ

森弘建設部長あいさつ

3 委嘱状交付

出席委員に委嘱状を交付

4 自己紹介

委員、事務局による自己紹介

5 委員長の選任

互選により北條信委員を委員長に選任

議事

(1) 下水道事業検討委員会について

委員長：議事1について、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、議事の一つ目であります「下水道事業検討委員会について」ご説明いたします。資料1をご覧ください。

本委員会は、山陽小野田市下水道事業検討委員会設置要綱第1条にありますように、本市の下水道事業のあり方及び将来計画について広く意見を聴くために設置するものです。

この委員会で、委員の皆さまに行っていただきたいことは、設置要綱第2条にありますとおり、「委員会は、次に掲げる事項の調査、検討等を行い意見を述べる。」としておりまして、「(1)汚水処理施設整備構想の見直しに関すること。」「(2)公共下水道全体計画の見直しに関すること。」「(3)その他市長が必要と認めること。」について意見を述べていただきまして、最終的には同条第2項にありますように先ほどのようなご意見を取りまとめ、市長への提言書を提出していただくこととなります。

本委員会の組織といたしましては、設置要綱第3条第1項にありますとおり、「委員会は委員12人以内で組織する。」としております。

この度の検討委員会におきましては、学識経験者が2名、関係団体の推薦を受けた者が4名、公募市民が2名、関係行政機関の職員が2名の全10名となっております。

委員の皆さまからご意見をいただくわけですが、まずは、市が原案を提案させていただきますので、それについてご意見をいただけたらと思います。市が原案を作成する際には、市民に対するアンケート調査や説明会等により意見を聴きながら策定してまいりたいと考えております。また、本日の議事3にあります様に、意見の聴取方法につきましても皆さまよりご意見をいただけたらと思います。本委員会の予定につきましては、資料3の下の方、または前方のスクリーンをご覧ください。

本日の第1回検討委員会では、本市の下水道の現状と課題や、住民意向調査方法等について、第2回は、今年の6月頃を予定しておりまして、住民意向調査結果の報告や、それを踏まえて策定した区域縮小候補地素案や代替施策素案について、第3回は、10月頃を予定しておりまして、8月に予定しております住民説明会での意見についての報告や、それを踏まえて作成しました区域縮小候補地案と代替施策案を会議の内容としておりまして、第4回は、全体計画最終成果の報告や除外エリアへの代替施策の提言をいただく予定としております。

以上で、議事1、「下水道事業検討委員会について」の説明を終わります。

委員長：事務局の説明に対し、質問はありませんか。

(質疑なし)

(2) 山陽小野田市下水道事業の現状と課題について

委員長：議事2について、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、議事2、「山陽小野田市下水道事業の現状と課題について」ご説明いたします。

まず初めに、公共下水道とは何かについてご説明いたします。

資料4の3ページ、又は前方のスクリーンをご覧ください。

下水道の種類につきましては、下水道法で位置づけられておりますが、一般的な下水道には、汚れた水を処理する「汚水系」と雨水を処理する「雨水系」があります。近年、ゲリラ豪雨等により、全国で浸水被害が起こっており、雨水に対する下水道整備も重要ですが、本委員会で議論していただきたいのは、汚水系についてですので、汚水についての説明をさせていただきます。

汚水系の種類としては、流域下水道や公共下水道、特定環境保全公共下水道がありますが、本市の場合は、1つの市町村で処理場を有し、汚水を処理する「単独公共下水道」に該当します。

公共下水道は、国土交通省が所管の汚水処理の整備手法になりますが、汚水を処理する方法として、他にも様々なものがあります。

集合処理施設としては、農林水産省が所管する農業や漁業、林業などを営む環境を良くするための汚水処理施設や、環境省が所管する、比較的小さくまとまっている団地に設置される小さな処理場であるコミュニティ・プラントなどがあります。個別処理施設としては、主には各家庭に個別で設置されます合併浄化槽となります。

本市で実施しております事業としましては、赤線で囲んでおります、公共下水道事業と農業集落排水事業、合併浄化槽の設置に対し補助金を交付する浄化槽設置整備事業となります。

ここで、集合処理施設と個別処理施設について、どの様な考え方で整備をしていくかについてご説明いたします。

個別処理と集合処理で、どちらで整備した方が経済的に有利かで判断します。

コストの比較は建設費と維持管理費のトータルで考えまして、1人当たりのコストで比較しますと、人口が密集した区域は、個別で合併浄化槽を整備するよりも、汚水を集めて下水処理場で処理する集合処理の方が経済的で、逆に人家がまばらな区域は、下水道管等の建設費が1人当たりになると割高になるため、合併浄化槽などの個別処理の方が経済的に有利となります。

これら、公共下水道や農業集落排水施設、浄化槽などの家庭や事業所から発生する汚水を処理する施設を「汚水処理施設」と呼び、市内全域でこれらの汚水処理施設を効率的かつ、地域特性に応じた適正な整備手法を選定するための基本方針を示したものが汚水処理施設整備構想となります。

公共下水道の計画から整備までの流れですが、公共下水道は集合処理なので、まず、汚水処理施設整備構想におきまして、集合処理で整備した方が有利となるエリアを決めます。これが公共下水道で整備すべき概ねのエリアになりますが、次

に各種の上位計画との整合を図りながら、市内において公共下水道で整備すべき区域を設定し、主要な管渠や処理場など、施設の配置等を定める、「公共下水道全体計画」を策定します。

この公共下水道全体計画で定めた施設の内、概ね5年から7年で整備する施設の配置等を定める「公共下水道事業計画」を策定し、この計画に基づいて下水道施設を整備していきます。

次に、具体的に山陽小野田市における下水道事業の現状と課題についてご説明いたします。資料4の9ページ、又は前方のスクリーンをご覧ください。

資料5として山陽小野田市全域の図面を配布しておりますので、あわせてご覧ください。こちらは、旧小野田市の区域を90度横にした図で、向かって左側が地図の北になります。

山陽小野田市は、旧小野田市と旧山陽町が平成17年3月に合併して誕生したまちですが、旧小野田市と旧山陽町でそれぞれ、合併前から公共下水道事業を行ってまいりました。旧小野田市の方はおのだサンパークよりも西側に小野田水処理センターという下水処理場を持つ小野田処理区として整備が行われ、グレーで塗られている箇所が令和元年度末までに整備されている区域になります。面積でいいますと右上の表にあります、整備済み面積の741haとなっております。事業計画の区域は青色とグレーで塗られた箇所を合せた区域となりますが、青色は未整備となっている箇所になります。事業計画の面積は1,066.1haで面積での整備率は69.5%となります。全体計画の区域は黄色と青色とグレーで塗られた箇所を合せた区域となりまして、全体計画区域の内、青色と黄色を合せた部分が未整備となっております。面積での整備率は38.3%となります。

同様に、旧山陽町は、厚狭川の河口付近の日本化薬という会社がある付近に山陽水処理センターという下水処理場を持つ山陽処理区として整備が行われ、グレーで塗られている箇所が令和元年度末までに整備されている区域になります。整備済み面積は341haで、事業計画に対する面積での整備率は76.7%、全体計画に対する面積での整備率は45.8%となっています。

下水道の整備状況について、先ほどは面積割合でお示ししましたが、一般的に下水道の整備状況を示す指標としましては、下水道処理人口普及率が使われます。※印で書いてありますが、下水道処理人口普及率は、「処理区域内人口」割る「行政区域内人口」で算出します。ここで、処理区域内人口とは、汚水を処理することができるようになった区域内の人口を示すもので、整備済の区域の人口と考えてもらえればと思います。

本市の令和元年度末の下水道処理人口普及率は55.2%で、グラフを見ていただきますと、全国平均や山口県平均よりも低い状況にあることが分かります。

また、県内13市で比較しますと、本市は県内で8番目となっています。

13ページのグラフは下水道建設事業費の推移を示すもので、棒グラフが管渠費、ポンプ場費、処理場費の各年度別の事業費を示し、折れ線グラフはこれまでの累計事業費を示しています。

本市はこれまで累計約 650 億円の事業費を投じて、下水道を整備してきました。直近では毎年度 8 億円程度を投資していますが、ポンプ場や処理場の改築・更新工事の事業費がかさみ、管渠費にあてる事業費が減少していることが分かります。以上のことから、投資に関する課題についてまとめますと、

課題 1、これまで 650 億円もの事業費を投じ下水道整備を行ってきましたが、令和元年度末の下水道人口普及率は 55.2%となっており、国や県の平均と比較すると低い状況にあります。今後も普及率を伸ばすためには多額の事業費が必要となります。

課題 2、本市は、2 か所の終末処理場、1 か所の雨水排水ポンプ場、3 か所の汚水中継ポンプ場を所有していますが、いずれも供用開始から 30 年以上が経過し、これらの改築・更新工事に事業費がかさんでいます。改築・更新については令和元年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、計画的に行っていますが、年間 5 億円程度の事業費が必要となります。

課題 3、ポンプ場、処理場の改築・更新工事に係る事業費がかさんでおり、下水道整備のためにあてられる事業費に限られる中、効率的な下水道整備が求められます。

次に、下水道事業の収支の状況についてご説明いたします。

下水道事業会計は、公営企業会計のため、「収益的収支」と「資本的収支」の二本立ての予算となっています。

「収益的収支」は、下水道施設の維持管理費など、日々の事業運営に関する収支になります。

グラフを見ていただきますと、維持管理費と支払利息の大部分は下水道使用料で賄っていますが、多額の繰入金で成り立っている状況が分かると思います。

「資本的収支」は、下水道施設の整備・更新等に関する収支になります。

過去の下水道整備等のために借り入れた企業債償還金が多額で、大きな負担となっています。収入が支出に対して不足する額は、収益的収支の内部留保資金等の補填財源で補っています。

下水道の使用料収入の推移についてです。棒グラフは年度ごとの使用料収入を示し、折れ線グラフは下水道処理人口普及率を示しています。下水道の使用料収入は、下水道処理人口普及率の上昇に合わせて増加していることが分かります。下水道使用料の水準とされる 1 か月あたりの使用水量 20m³ 換算での使用料で、本市の下水道使用料は、県内 13 市の中で 2 番目に高い水準となっています。

19 ページは企業債償還金と企業債残高の推移を表したグラフになります。青色の棒グラフが企業債の残高、オレンジ色の折れ線グラフが企業債償還金を示しておりまして、企業債償還金が増加傾向にある中、企業債残高は減少しています。

次に一般会計からの繰入金の推移についてですが、青色の棒グラフが繰入金で、オレンジ色の折れ線グラフは先ほどと同じ企業債償還金を示しております。一般会計からの繰入金は、企業債償還金と連動して増加傾向にあることが分かります。以上のことから、財政に関する課題のまとめについてですが、

課題 1 として、普及率の上昇に合わせて下水道使用料は増収傾向にありますが、収益的収支は多額の繰入金によって成り立っている状況です。また、人口減少が進む中、将来的には下水道使用料は減少に転じることが予想されます。

課題 2 は、過去の下水道整備のために借り入れた企業債償還の負担が大きく、厳しい財政状況となっています。また、企業債償還金は増加傾向にあり、それに合わせて一般会計からの繰入金も増加しています。

課題 3 は、令和 5 年度以降は、企業債償還金は減少に転じ、繰入金も逓減していく見込みですが、依然として 11～12 億円程度の水準となる見込みです。また、下水道使用料の見直しやコスト削減に向けた取り組みが必要となってまいります。ここまでの、山陽小野田市における下水道事業の現状と課題についての説明となりますが、今後の公共下水道整備の方向性についてご説明させていただきます。前方のスクリーン又は資料 4 の 24 ページをご覧ください。

左側のグラフは全国における管路施設の年度別管理延長（平成 30 年度末現在）、折れ線グラフが各年度末時点の管路管理延長、つまり整備済管路の累計です。平成 30 年度末時点の総延長が全国で約 48 万 km ありまして、一般的な管路の耐用年数であります 50 年を経過する管路が約 1.9 万 km ある状況でございます。グラフを見ていただきますと分かります様に、今後は老朽管が急増することが予想されます。

また、右側のグラフは処理場の年度別供用箇所数（平成 30 年度末現在）で、全国で約 2,200 箇所ある中で、処理場の電気、機械設備の一般的な耐用年数であります 15 年を経過する施設が約 1,900 箇所ある状況にあります。この様に今後は、既に整備されている地区の増大した汚水処理施設の老朽化対策や改築・更新が求められております。

このことから、国は、汚水処理の 10 年概成、概成とは概ね完成させることを意味しますが、10 年概成を目指すため、汚水処理を所管する 3 省（国土交通省、農林水産省、環境省）が連携し、平成 26 年 1 月 30 日に「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、都道府県に対し、人口減少等の社会状況の変化を踏まえ、さらに時間軸を考慮した汚水処理方法の徹底的な見直しを要請しています。

ここでいう、都道府県構想といいますのは、先ほどご説明いたしました県内各市町が策定します汚水処理施設整備構想を県の構想として取りまとめたものになります。具体的には、令和 8 年度末までに汚水処理を概ね完成してくださいというものです。概ね完成とは、汚水処理人口普及率について、95%を目指すよう求められております。

しかしながら、本市の汚水処理人口普及率は、令和元年度末時点で、公共下水道が 55.2%、農業集落排水が 2.5%、浄化槽が 24.5%、合計で 82.2%となっておりまして、前年度と比べて 0.4%しか増加しておらず、令和 8 年度末までに概成することは困難と考えられます。

そこで、令和 8 年度末までに汚水処理の概成が困難な場合には、令和 8 年度末ま

で下水道整備の概成を目指すよう求められております。求められている指標といたしましては、下水道整備人口を下水道全体計画区域内人口で割って求めます。下水道整備進捗率で表すこととされておまして、先ほどと同様に95%を目指すよう求められております。

令和元年度末における本市の下水道整備進捗率は、約60%となっており、現在の進捗率、年に0.5%から1%の伸びでは令和8年度末までに概成することは困難と考えられます。

そのため、下水道整備進捗率を上げるためには、分母となる下水道全体計画区域内人口を減らす、つまり、下水道全体計画区域の縮小を検討する必要があるということになります。

今後の公共下水道の方向性としては、公共下水道全体計画区域を縮小する計画の見直しを行っていくこととなります。

その際の課題といたしましては、計画縮小に伴う未整備地区における住民の理解を得る必要があること、課題1としましては、計画縮小区域に対する汚水処理の代替施策を検討する必要があります。

以上で、議事2の「山陽小野田市下水道事業の現状と課題について」の説明を終わります。

委員長：事務局の説明に対し、質疑等はありませんか。

委員：今の説明を聞くとストックマネジメントの中で、国の指針としては、維持管理も金がかかるからと、通常の事業を進め普及率を上げることが今の財政状況では国も県も市も対応できないという事で、処理人口を減らす、つまり事業縮小をするというのが国の考えですね。

そういう中でまず一点目。市民に説明する中で、令和8年までに今の計画を進め、100%やれば事業費がいくらかかるかは、天文学的な数字だと思います。今普及率が55%で100%やるには、更に処理対象地域はこれから過疎地と言いますか、かなり遠い所に行くわけですから、事業費が幹線をやるだけでも相当な延長距離が必要という事で、今までかかった経費に加え、更に莫大な金額になるということ具体的に試算され、現在の55%を100%するにはいくらかかるかというのを言う必要があると思います。

それと先程言われたように、代替の下水道処理についてどういう形で処理をすればいいかと、浄化槽の普及について、この場合に県で確か1/3ほど補助金を出しているかと思いますが、実際過去10年以上山陽小野田市における枠というのは金額ほぼ変わってないようなので、そういう中で、補助率を上げる、もしくは市が単独分更に加算してやっていくのか。その辺の政策を含めていろいろ検討することを明示しなければ、目の前まで公共下水道が来ているのに、縮小するとなると、うちは今まで都市計画税を払ったのにこれはなんだったのかと。市民の方に説明する時には、「いや市役所とかああいう所に行くから、下水道普及しているからあなた方も使っていますよ」とか「都市計画道路を使っているからやりますよ」とそういう甘い回答で市民は納得しないと思います。そういう中で単に計画を縮

小するというだけではなくて、都市計画税はどのような風に考えているかという事も明らかにしなければいけないと思います。

事務局：まず、整備にいくらぐらいお金がかかってくるか、具体的な金額を概算でもいいから出していただきたいということですが、資料の黄色と青色とグレーの、全体計画を整備するとなると、大体100億円くらいかかるのではないかと試算はしております。今後縮小していった時にどのくらいかかるのか、その縮小した箇所を全部整備するとしたらいくらくらいかかるのか、そういったものについては、まだ区域がはっきりと決まっておりませんので、その辺りは委員が言われたとおり、具体的な数字でいくらくらいかかるというのをお示しして、それが令和8年度までに達成できると、そのような事をご説明させて頂けたらと思います。その話につきましては、次回の検討区域の話をご説明させて頂く時に一緒に提示させて頂けたらと思います。

下水道が縮小されて整備が出来なくなる区域の汚水処理につきましては、具体的には合併浄化槽で整備をしていただくようになるとと思います。宇部市の方が先行して区域の縮小の検討を行っており、その中で、浄化槽補助の上乗せを検討しております。山陽小野田市に合った補助の仕方については、事務局のほうで検討させて頂きまして、委員の皆様にご提案させて頂けたらと思いますので、その際にはご意見を頂けたらと思います。

次に、都市計画税のことについて。これにつきましてもどうしていくのかということが、今ははっきりと決まっておりませんので、徴収の仕方を変えるか、そういったものも含めまして検討させて頂きたいと思います。

委員：頂いた資料の中の資料4の23ページに、「今後の方向性について」という事で、これはまだ山陽小野田市の資料がないという事で、国土交通省HPの資料があがっています。私も下水道に関係したことがありますので、管路施設、50年経過1.9万kmということで、管路の寿命が50年、これは私たちも下水道に携わった人間として大体分かっていると思いますが、処理場の方が15年経過という事ですが、なぜ15年なのですか。

事務局：処理場の建物自体はコンクリート構造物になりますので50年程度になりますが、機械・電気施設は物によって幅があり、10年～20年と色々な幅があります。概ね標準的な機械設備等の耐用年数が15年程度ですので、一応その15年という事です。ポンプ施設や分電盤といったものを更新していくためにお金がかかってくる事を示しています。

委員：主に機械施設という事が15年という事ですね。また下水道ですから、どうしても硫化水素、硫酸にやられてしまう訳ですが、コンクリートのことではないのですね。わかりました。

委員：資料の24ページと25ページについて、先ほどの説明の中でご回答されておりましたが、国土交通省と農林水産省、環境省の連携したマニュアルの事で、95%現行普及率と整備率の進捗が95%という事と思いますが、おそらく全国一律に提示されている数値だと思います。まずそれが山陽小野田市さんにとって妥当かどうか

かという評価といいますか、そういった考えが妥当であるならば、それぞれこういった理由でこの数値の通り進捗していくことが妥当であるというようなお考えをどこかでご説明されることが望ましいのかなという風に思って話を聞いておりました。その中で、このマニュアルに従って進捗整備していった際に、例えば国の方からこういった補助があるとか、例えば先ほど合併浄化槽の整備をされるという事で上乗せの補助がされるという話がありましたけれども、その財源としては例えば市ではなくて他の所から出てきたりするのかな、そういった状況等があれば、まず一点教えて頂きたいと思います。

もう一つ、今後、事務費の削減とか維持管理費の削減とありまして区域を縮小するという事を考えているということですが、その区域を具体的に設定していく際にどういった基準で除外していくのか、どういう風に組み立てていくのかお考えで構いませんので教えて頂きたいと思います。

事務局：マニュアルを参考に汚水処理施設整備構想を策定し、これに従って整備することによって上乗せの補助があるかということですが、マニュアルには、早期に整備を進める手法やコスト削減の手法等は示されていますが、補助の上乗せ等はありません。先ほど浄化槽の上乗せ補助というお話ありましたが、浄化槽につきましても、国から1/3の補助がありますが、それ以上の上乗せはありません。ですので、宇部市が検討されている上乗せ補助につきましては、市の費用で上乗せを検討しているようです。

それから、どのような基準を持って区域を縮小していくのかという事ですが、令和8年度までに95%という事になりますので、令和8年度の人口を推計しまして、その整備済みの人口を予測して、整備済みとなる人口を95%で割り戻した数字までが全体計画の区域になるというような考え方になります。なので令和8年度までにどこまで整備が出来るかというのがポイントになってくるかと思います。整備するエリアについては、まずは、地域をブロック分けにして優先順位をつけます。ブロック分けの考え方は、下水を整備するとしたら幹線を整備してその枝葉を整備する箇所をブロックとして区切ります。このブロックごとでいろんな条件、人口密度や、公共下水道はなくても合併浄化槽が既に整備されて汚水処理が出来ている地域など、条件を決めて優先順位の高いものから令和8年度までに整備していくとどうなるかっていうのを今予測している所です。この抽出する条件や抽出した結果を、次回お示しするような形になるかと思います。

委員：ありがとうございます。具体的に市民の方に納得していただく為には情報公開必須だろうなと思います。あとは一つこのマニュアルに従っても結局あまりメリットはないという事でしょうか。

事務局：このマニュアルの一つのポイントは、農業集落排水事業は農林水産省、下水道事業は国土交通省、合併浄化槽は環境省という形で、それまでは縦割りで整備をしていたものを、例えばこの度本市でも整備しましたが、農業集落排水施設で処理場を新たに更新するよりも近くまで公共下水道が整備済みで、そちらに繋ぎ替えた方が経済的に有利という事になれば、農業集落排水で整備したその管を公共下

水道に繋ぐことが出来るというような計画を考えられるようになりました。このように、市全域で、管轄省庁を跨いで効率的な汚水処理を考えていくことが出来るようになったのがこのマニュアルによるものです。その点ではこのマニュアルの意義はあろうかと思えます。

委員：ありがとうございます。

委員：市内の各自治会では4月か5月、あるいは10月か11月ぐらいに、町内の河川の清掃作業というのをやるのですが、その際に、臭いがひどいという苦情が随分出ているようです。これは浄化槽からの排水の影響ではないかと思うのですが、浄化槽の適正な維持管理をしなければならぬと法律でも定められているので、市民へ周知する必要があると思えます。周知については私どもの組織でも協力できることがあると思えます。

私の住んでいる地域については、平成24年か25年頃、町内でアンケートを取って、確か約9割の賛成を得て公共下水道整備に関する要望を提出した記憶があります。早めに整備を検討しますとの回答がありましたが、まだ整備はされていません。家を新築する場合は、みなさん浄化槽をつけておられます。整備については費用の問題もあると思えますが、されるのであれば、ある程度長期の計画を示す必要があるのではないかと思います。それから、地域を縮小するというのですが、既設の施設等の維持管理や更新に費用がかかるということなので縮小もやむを得ないと思えますが、都市計画税の関係もありますし、市民にとっては抵抗があるのではないかと思います。合併浄化槽の補助金について、国の補助とは別に市で補助するなどのメリットを示す必要があるのではないのでしょうか。

委員：先ほどの説明を聞いて、要は、令和8年、6年後にもう新規の管は布設しないということですか？

事務局：95%ですので、未整備が5%分はありますが。

委員：今の事業計画の終期はいつですか。

事務局：令和4年度末です。

委員：令和5年から8年までで全体計画内をほぼ整備を終えるという計画を作るわけですね。その後の新設については、国は予算をつけない、地方債もつかないということで良いのでしょうか。その場合は、現在の合併浄化槽の補助金の申請が一斉に出されるなどが考えられます。この計画についてはパブリックコメントも実施されるでしょうが、市民にはこの内容をよく知ってもらう必要があると思えます。

事務局：ありがとうございます。今スケジュールでは、8月頃に住民説明会を考えております。まだ具体的には決まってはいませんが、市内の何箇所かで説明会をやろうと考えております。出来れば小学校区単位くらいで細かくやりたいなという風に思っております。特に整備されていない所で、区域が縮小される方々への説明が必要だと思っております。その辺りについては、こういった内容で説明したいという風に考えているという事を、この委員会の中でも提案させていただいて、説明会に臨みたいと思えます。

委員：自宅にもう既に汚水処理の管が通っているのですが、さきほど老朽化対策と言わ

れていましたが、個人の家の管の耐用年数はわかるのでしょうか。もう、我が家も 20 年ぐらい経過しています。排水管の清掃の営業が以前来たことがありましたが、どれくらい汚水処理の排水管がもつのか不安なので、教えていただきたいと思います。

事務局：敷地内に配管されている管は、材質としては塩化ビニール管というプラスチックの管が主流だと思います。その塩化ビニール管については、75 年くらい耐用年数があると思いますので、塩ビ管が腐食してすぐどうこうという事はないと思います。ただ、先ほど管の清掃ということで業者さんが来られるという事ですが、油などを流されますと管の中にへばりついて管を閉塞してしまい詰まりの原因になるという事があります。そういった場合は排水設備業者の指定工事店がありますので、下水道課の方にお問い合わせ頂ければご案内します。

委員：ありがとうございました。

(3) 住民意向調査方法について

委員長：議事 3 について事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、議事 3、「住民意向調査方法について」ご説明します。前方のスクリーンをご覧ください。

調査方法は、未整備地区の内、令和 8 年度末までに整備が可能と思われる地区を対象に、アンケート調査を実施したいと考えております。調査の時期は、令和 3 年 3 月下旬から 4 月上旬で考えております。調査内容は、①下水道整備をして欲しいから、欲しくないか、②整備して欲しい時期はどのくらいか、③整備をして欲しくない理由は何か、といった内容を考えております。

以上で議事 3 の説明を終わります。

委員長：事務局の説明に対し、質問等はありませんか。

委員：今日はアンケートの素案がありませんが、そちらの方で作られて委員は内容を見ることはできないのでしょうか。市民の立場から言えばこの内容では答えるのが難しいと思います。例えば、下水処理区域でまだ下水道が来ていないが、浄化槽がもうそろそろ交換しないと寿命がきているとか、または、高齢になって家をリフォームしたい、水洗便所に替えたいと思っている方も、いると思います。私が知っている方では、下水道が来ると信じて浄化槽をつけると大変お金がかかるので、簡易水洗で我慢してらっしゃる方もいます。アンケートの内容に気をつけないと、結果の集計が難しくなると思います。もし良ければ素案が見たいと思います。

時期についても、4 月は納税が重なる時期なので、都市計画税についてもいろいろな思いが出てくると思います。その辺の住民感情をきちんと捉えておかないとアンケートの実施により混乱を招くのではないかと思います。

事務局：ありがとうございました。住民意向調査につきましては、今のご意見を踏まえて、少し検討させていただきたいと思います。6 月にある程度お示しできるようになればそういったイメージもつきやすいとは思いますが、資料 5 にあります青色の部

分が、これが事業計画区域で未整備になっている箇所、基本的にはここが優先度としては高い所になりますので、この中で明らかに整備ができない所はアンケート調査をしても意味がないという事になるので、どの範囲でアンケート調査をやるのか、そしてアンケートの内容をどうするのか、その辺りをお示しさせていただこうと思います。

委員：一方的にやるのではなくて、今おっしゃったとおりにしてください。

事務局：3月末から4月上旬に行うというのは一旦保留という形にさせて頂き、検討後、またご案内させて頂こうと思います。

委員：時期を見直しされるということで、そういった意味では少し安心をしました。整備を行える区域のみを対象にアンケートをするという事ですが、アンケートをする段階であれば、整備区域から外れる所も合わせて行ってもいいのではないかと思います。つまり今後考えられる代替措置を検討する上で、そういった地域の方々のご意向というのでも重要なのかなという風に思って話を聞いておりました。寝た子を起こすような議論になってしまっ、「アンケートが来たからうちの区域も整備が行われるはずだ」みたいな認識をされると、計画を策定する側からすれば辛いかもしれませんが、少し検討される余地はあると思います。

それと、もう一点。意向として聞く内容についてなんですが、今下水道の整備に関するお話が説明項目であがっていたかと思いますが、地域の定住意向であるとか、またはそのご自宅に後継者となる方が将来的に住まわれる可能性があるかなどを少しお尋ねしてもいいのかなという風に思いました。人口推計して分かることもあるかもしれませんが、より正確に把握するのであればそういった聞き方もあると思います。

事務局：貴重なご意見ありがとうございました。

委員長：以上で議事については終了します。

6 その他

今後の検討委員会スケジュールについて連絡

7 閉会